

シンポジウム

先住民の権利と法 ——近代の力を逆手にとる——

崎 山 政 毅

本日は、日曜の午後にもかかわらず、多数の御参加ありがとうございます。ただいまより、立命館大学国際言語文化研究所5月企画「先住民という言葉に内実を与えるために」の連続シンポジウムの、「先住民の権利と法」をはじめさせていただきます。

私は本日のコーディネーターをつとめます、立命館大学文学部の崎山政毅と申します。どうぞよろしくお願いします。

さて、開始にあたって、本日のシンポジウムの趣旨を手短かに述べさせていただきます。

現代世界における問題を批判的にとらえる際、先住諸民族の存在を抜きにすることはできません。とりわけ、グローバルな私たちでの諸力が、先住民族の生きる場のさまざまな側面に覆いかぶさって来ており、そのときの力はしばしば暴力的なものとして現われている状況を軽視することは不可能です。

ここで言う暴力とは、ただ単に物理的・軍事的なものにとどまりません。それはまた、先住諸民族が暮らし働く、歴史的諸条件や生活環境圏のすみずみに及ぶ社会的・文化的・あるいは政治・経済的なものでもあります。

そのことを踏まえるならば、先住諸民族の現在にかかわる、暴力的なものもふくめた構造的な諸力がもたらす問題をわたしたちが真剣に受けとめ、考えることは、焦眉の課題の一つでありましょう。

しかし、その課題を自らのものにしようとするならば、気を付けておかなければならないことがあるように思います。

それは第一に、先住諸民族と今ここに集まっている私たちとを切断してとらえ、相手に私たちに欠けているとされる種々のロマンや私たちが失ってしまったとされるノスタルジックなイメージを押しつけてしまう見方を避けるということです。さらには、先住諸民族を興味や関心の単なる対象にしてしまうような姿勢をできるかぎり避けるということです。

たとえば、私たちを文明社会に属し、コンクリート・ジャングルのなかに生きている存在として無前提に自らを立てた上で、相手を文明から切り離されて自然のなかに生きている存在とするような設定は、しばしばエキゾチックな文化商品を売り物にするテレビ番組で見られるものでしょう。

このような対比は、近代と非近代・前近代といった「対立図式」でもあります。自分たちにとって都合の良い「非近代」なるものや「前近代」なるものがそのとき作り出されています。

しかしそうした図式のもとに提示されるものは、異なる文化の出会いや互いの驚きという、理性的にも感性の上でも相対化することが可能な何かに落ち着くことは、まずありません。結

局のところ、文明の恩恵にあずかっている自分たちを再確認し、そこから「遅れ」たり「外れ」たりしているとされる相手に対する、マイルドではあっても傲慢な優越感に終ることが多いという事実は、皆さんよく御存知だと思います。

そうではなく、私たちに、あるいは先住諸民族に対して、近代という一つの力が、異なった現われ方をしながらも、あまねくこの惑星を覆っている現実を、私たちはきちんとおさえておかなければならないのではないのでしょうか。

それゆえ、そして第二に、先住諸民族が立ち向かおうとしている諸問題を、同時代というつながりのなかで、それぞれの固有の文脈を排除することなく、具体的に考えていくということが求められているはずです。

これは、先住諸民族の主体的な取り組みとして、彼ら・彼女らによる近代の力の転用や対抗、あるいはその力への適応を、安易に一般化したり抽象化したりせずに、感知することが重要ではないか、ということにほかなりません。

さて、本日のシンポジウムのタイトルは、先程述べましたように、「先住民の権利と法」となっています。

なぜこのようなタイトルを、と疑問に思われている方もおられるかもしれません。少しばかり時間をいただいて、説明をさせていただきますと、私たちは次のような問題状況を発想の起点においています。

たとえば、まなざしの暴力という問題です。

ご記憶の方もおられるでしょうが、数年前、中米グアテマラ共和国の北西部、海拔2400メートルほどの高地に位置するトドス・サントス・クチュマターンという、マヤ系先住民が多数住んでいる町で、殺人事件が起きました。

「秘境ツアー」と銘打ったグループ観光で、バスを仕立てた日本人の観光客たちが、この町——トドス・サントス・クチュマターン——に出かけていったわけです。ちなみにこの町は1983年に、当時の軍事独裁政権の「死の部隊」によって、先住民の虐殺があった所です。

日本からの観光客には、悪意などなかっただろうと、わたしは思います。しかし、知らぬ「よそ者」に自分たちの生活空間にズカズカと踏み込まれた、その町の住人たちにとっては、どうだったでしょう。ましてや、「よそ者」の到来が、いまだ決着がつけられていない内戦の歴史の中でも、もっとも残酷な人間破壊をもたらした記憶が刻み込まれている場なのです。

観光客のエキゾティシズムにみちた視線にさらされ、何の挨拶もなしに、カメラで追い掛け回された、トドス・サントス・クチュマターンの人びとは、最後には集団で日本人観光客と観光バスの運転手に襲いかかり、二人の犠牲者——ひとり日本人男性、もうひとはグアテマラ人の運転手——が出てしまいました。

この事例に端的に表現されているように、先住諸民族は、しばしば一方的な観察や好奇のまなざしの客体とされてきました。しかし、当たり前のことですが、彼ら・彼女らには感情も意志もあり、それは自分たちが何らかのまなざしにさらされる際に、具体的な状況と具体的な関係性のなかで、尊重されなければならないものなのでしょう。

では、そうした尊重は、どのようにすれば保障されるのか。このように問いを立ててみるのが大切だろうと考えます。

それに対して、国家の一方的で非民主的な開発政策を、まなざしのテクノロジーを逆手にとることで阻止した事例も存在しています。それはブラジル・アマゾン河流域に住むカヤボという先住民族集団の行動です。

当時、ブラジル中央政府はアマゾン流域における大規模ダム建設を計画していました。カヤボの人びとが永く暮らしてきた地域が、まさしくこの計画の対象地であり、計画がそのまま進行すれば、カヤボにとって歴史的に不可欠であり、カヤボをカヤボたらしめてきた環境世界が、ダム湖の底に没せられてしまいそうになったのです。

そこに、カヤボに長年つきあい、研究をすすめてきたヴィクター・ターナーという人類学者が、この事態を憂い、カヤボの人びとにハンディ・ビデオカメラを手渡すという出来事が起こります。カヤボの人びとはカメラの機能を理解し、さまざまに相談のすえ、彼らの同胞の青年たちをブラジル国立映像学院に送り、ドキュメンタリー・ビデオの制作技術を学ばせました。そのことによって、彼らの状況はただ押しつぶされるようなあり方から一転します。

映像技法を学んだ青年たちは、彼らが生きる世界をドキュメンタリー作品として表現し、それが世界各地で放映され、ブラジル政府への批判と非難が集中するにいたって、開発計画はいったん頓挫することとなったのです。

これらの事例からもおわかりのように、まなざし・まなざされる力の関係のなかで、ある場合には悲惨な暴力に結果し、別の場合には、先住民族による主体的な知恵と工夫が活用される、そうした両義的な可能性があるといえるでしょう。このことをわたしたちはとらえる必要がある、と思います。

さて、第二に、バイオ・パイルシーと近年呼ばれるようになった、製薬やバイオテクノロジーにかかわる多国籍企業の行動です。

東南アジアや中米などですすめられている、有用動植物の商品化にもとづく「知的所有権」の設定が、その端的な例といえましょう。映画の「ジュラシック・パーク」やアメリカ合衆国のテレビ・シリーズ「Xファイル」などでもそうした事態が背景描写として使われていることは、みなさんご存知のことだと思います。

有用動植物、あるいはアンデス山脈の山の頂に宗教的に埋葬された人のミイラや地球温暖化で地表に現われてきたシベリアのマンモスの死体を求めて、DNAハンターやプラント・ハンターが、世界の 周辺部、とくに先住諸民族が生きる生活圏に次々と入り込んでいます。

その地域に住む先住民族にとって、それまで自分たちをとりまく世界にアタリマエに存在し、たとえば薬として生活のなかで活用してきた動物や植物の「使用価値」があるとしましょう。その「使用価値」は、長い年月をかけて無数のひとが試みてきた結果としての知恵が凝縮した共有財、コモンズです。

ところが、そこに多国籍資本のエージェントなどが侵入してきて、その「使用価値」を勝手に「知識＝情報」とし、それが商品に転じられたあげく、所有権が設定されてしまう。その結果はすぐに想像できると思います。永く共有財としてあった知恵の活用が、所有権の侵害となり、罰せられるか、使用料を払わなければならないわけです。

ところで、周知のように、「知的所有権」が登場してくるまでには、それなりの前史があります。たとえば、書かれたテキストに関する「著作権」です。現在、アメリカ合衆国の強大なへ

ゲモニーによって、アングロ＝アメリカ的な「知的財産保護」や「知的所有権」の考えが世界的におしつけられようとしています。じっさいには、「著作権」のような旧来からの法的設定が混乱を起こさせています。

混乱の原因はどのようなものか、というと、アイディアと表現との「分離」を指摘できるでしょう。

アイディアは、表現されて形態をあたえられることで、はじめて近代的な法の保護や所有権設定の対象となる、とされています。アイディアの保持は、それだけでは法の対象たりえないのです。また、アイディアの表現がかりにあるにしても、その形態を法の領域に持ち込まないと、法的権利は「発生」しないという制限が厳として存在しています。

これが、共有財の略奪を可能にしている、現下の「根拠」と言ってもよいでしょう。

しかし、アイディアと表現とを明瞭に分けることはできるのだろうか、と問ってみましょう。

さらに、たとえ表現形態が多国籍資本のエージェントが有用性を「発見」した時点で提示されていないにせよ、生きた知恵である無形の共有財が保たれつづけてきたという歴史的継続が、表現形態を可能とする基盤ではないのか、という疑問も湧いてきます。

これらの問いが審判に付そうとしている力の行使は、新しい装いをこらしてはいますが、同様の事態を植民地支配のありさまのなかにすぐ見出すことができます。

たとえば、植民地インドでの「塩税法」が、その好例といえます。塩税法の規定によれば、塩はイギリス植民地当局の専売物であり、海岸地帯に居住していて塩作りをできる現地住民であっても、勝手に製塩をすることは禁止されていました。

こうした植民地法の抑圧に抵抗するべく、1929年、ガンディーは有名な「塩の行進」を決行します。ヒンドゥー教徒、キリスト教徒、ムスリム、そして後に仏教徒となった人びとを含む不可触民からなる78人の弟子たちとともに、ガンディーは延々380kmの道を踏破し、途中で合流した膨大な数の民衆を前に、海岸でみずから率先して塩作りをすることで、抑圧的な法を破ります。これが植民地支配に対する植民地全域におよぶ大衆的な不服従運動の開始を告げたことは、よく知られています。

しかし、「塩の行進」のような影響力をそなえうる行動を計画し実行することは、現代世界のなかで先住諸民族がおかれている状況においては、きわめて困難であるのは言うまでもありません。その困難を支えている力のなかには、グローバルな支配という権力の様態とともに、わたしたちの無知や無関心も組み込まれています。

だからこそ、その困難を生みだす現状を明確にそして批判的に認識し、その苦しみからの脱出口をさがってきた、当事者である先住民族の取り組みを受けとめることが、わたしたちに求められてもいるでしょう。

最後に、そして第三に、先住民の権利と法という設定からすれば、先住権の問題を避けてはとおれません。

先住権をめぐるのは、オーストラリア・アボリジニの運動指導者のひとりである、エディ・マボがウェスト・クィーンズランド州を相手取って起こした、いわゆるマボ裁判が有名です。

その際にも問題になりましたが、近代法のもとで、いかにして諸法を制定する根拠である憲法の制定以前から暮らしている先住民族の権利が保障されうるのか、その際に近代法のもとで

の権利として提起されている先住権はいかなる意義をもっており、現時点でいかなる制限を加えられているのか、あるいはいかなる限界を有しているのか。

これらの問題の存在が、本日のシンポジウムの出発点でもあります。とはいえもちろん、今話させていただいた問題が論じられなければならない場としてこのシンポジウムが企画されたわけではありません。さまざまに存在する矛盾のなかから、具体的な批判の糸口をつかむことが大切です。そのためにも、具体的な経験と思考のなかから出発することを提起してくださるだろうと私たちが信頼をおいている方々をパネラーにお呼びしたわけです。

さて、前置きが長くなりました。これから、本日のパネラーをご紹介します。

向かって一番右におられるのが、太田昌国さんです。

太田さんは、1994年に公然と開始されたメキシコ・チアパス州における先住民組織・サパティスタ民族解放軍の闘いをきっかけにつくられたメキシコ先住民基金の中心的なメンバーであると同時に、ボリビアで先住民を主人公とする映画を撮り続けている「ウカマウ集団」の長年の協力者でもあり、また、アイヌ肖像権裁判についての本を出版している「現代企画室」の編集長でいらっしゃいます。

次に真中に座っておられるのが、大阪大学言語文化部の大村敬一さんです。

大村さんは、極北人類学、とくにイヌイトの専門家として、カナダ極北圏に生きるイヌイトの人びとの知識と、近代科学を基盤とする野生動物管理の間に生起する諸問題にかんする論文をはじめ、多くのすぐれた論考を発表されています。本日は、これまでの研究のエッセンスをお話いただけるのではないかと期待しています。

最後に、向かって一番左におられるのが、九州女子大学文学部の手島武雅さんです。

手島さんは、人権にかかわる政治学・平和研究の分野で活躍されている研究者であると同時に、この間、1994年に草案が発表された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の具体的な活用方法について、さらにアイヌ民族に対する諸政策がかかえる問題について、社会運動とのつながりのなかで精力的に活動しておられます。

本日のシンポジウムでは、このお三方の問題提起をもとに、フロアの皆さんとも活発な議論をしていきたいと考えています。積極的なご発言をぜひともお願い申し上げる次第です。